

POLICE 通信



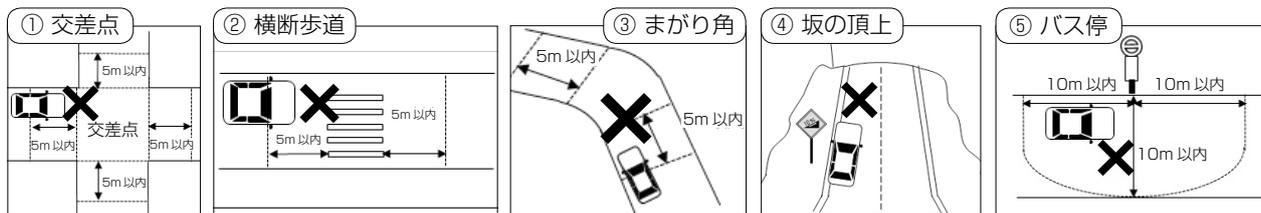
こんにちは！浦郷警察署です。
 今月は、「路上駐車」についてです。

浦郷警察署
 6-0121

最近、迷惑駐車の通報が多く寄せられています。浦郷警察署管内には、駐車禁止標識による駐車禁止場所はありますが、法律で決められた駐車禁止場所・方法に違反すると駐車違反となります。

法定の駐車禁止場所（一例の紹介）

- ① 交差点およびその側端から5メートル以内の部分
- ② 横断歩道や自転車横断帯の前後の側端から5メートル以内の部分
- ③ 道路のまがり角から5メートル以内の部分
- ④ 坂の頂上付近や勾配の急な坂
- ⑤ バス停の標示柱の位置から10メートル以内の部分（バスの運行時間中に限る）



なお、これらに該当しない場所でも、駐車した際に以下の場合等には駐車違反となります。



また、長時間の路上駐車は「自動車の保管場所の確保に関する法律（保管場所法）」の違反となります。駐車違反の車は人や車両の通行の妨げとなるほか、駐車車両があるために道路の見通しが悪くなり、飛び出しなどの交通事故を引き起こしたり、消火・除雪活動の妨げとなります。

道路は子どもからお年寄りまでみんなが通る場所です。

一人ひとりが思いやりを持って、交通ルールとマナーを守りましょう。

■各課連絡先

※町内無料電話を利用する場合、番号の頭に「5」をつけて電話すると無料電話になります。

総務課・出納室・議会事務局 TEL.(08514)6-0101 FAX.6-0683

企画財政課 TEL.6-0105 町民課 TEL.6-0103

健康福祉課 TEL.6-0104 産業振興課 TEL.6-1220

教育課 TEL.6-0171 FAX.6-1028

観光定住課 定住係 TEL.7-8131 観光商工係 TEL.7-8777

別府支所 TEL.7-8101 FAX.7-8025

環境整備課 TEL.6-1748 FAX.6-0186

清美苑 TEL.6-1338 (FAX 兼用)

浦郷診療所 TEL.6-1211 FAX.6-1212

地域包括支援センター TEL.6-1182 FAX.6-1183
 (浦郷シルバー会館)

みた保育園 TEL.6-0450 FAX.2-2247

*町長が町民の皆様のご意見、ご要望をお聞きするための FAX.6-1819



西ノ島町総合公園 求人

- 職種 施設管理
 - 内容 施設の清掃、プールの監視
パソコンで簡単な数値入力
 - 休日 月・火曜日、年末年始
 - 時間 12:00 ~ 21:00
 - 月給 151,500円
別途、精皆勤手当 6,000円
交通費支給
 - 時給 900円～
- ☆月給、時給ともに募集中です！

シダックス大新東ヒューマンサービス(株)
 松江営業所
 〒690-0824 松江市菅田町180
 アイウォーク菅田ビル3F
 TEL: 0852-27-4571 (担当: 錦織)

「空き家を放置しているとどうなる？」



初めまして。隠岐ひまわり基金法律事務所の弁護士の橋爪 愛来（はしづめ あき）と申します。

突然ですが、皆さんのお住まいの地域に**空き家**はどのくらいありますか？誰も住むことがなくなった家は劣化が早まります。空き家をそのまま放置していると、意図していなくても、誰かに損害を与えてしまうかもしれません。今回は、空き家を放置することのリスクについて、Q & A方式で簡単にご説明したいと思います。

ご 相 談

両親が亡くなり、父親が所有していた実家が空き家となっています。時々様子を見に行っていますが、このまま老朽化して近隣に迷惑がかかるようなことがあれば、私は何かの責任を負わなければならないのでしょうか。



また、私が父親の相続について相続放棄をしていた場合でも、私には責任が発生するのでしょうか。

ア ド バ イ ス



子は親の相続人になることが法律で決められています。今回のケースでは、ご相談者様のご実家を相続し、空き家の「所有者」となります。

例えば、空き家の管理が不十分であったために、隣家にシロアリやネズミの被害が発生した場合や外壁材等が落下して通行人が怪我をした場合などは、所有者であるご相談者様がそれぞれの損害を賠償しなければなりません。これを**所有者の工作物責任**（民法717条）といいます。

また、仮にご相談者様が父親の相続に当たって相続放棄をしたとしても、次にご実家を管理する人に引き継ぐまではご相談者様が**管理責任**を負わなければならないことになっています（民法940条）。

公益財団法人日本住宅総合センターでは、空き家が原因となって損害を与えた場合に負うべき賠償額の試算が行われています。この試算によれば、シロアリやネズミの被害が発生した場合の賠償額は約24万円ですが、外壁材等が落下して通行人の小学生が死亡した場合の賠償額は5630万円にも上ります。空き家を除去せずに放置していた場合にこのような賠償責任を負う可能性があることを考えれば、除去費用を負担する方が安く済む結果になるかもしれません。

大切なことは、空き家の状態が悪化する前に何らかの対策を講じることです。ご心配がある方は、お近くの法律家などにご相談ください。

【お問い合わせ先】



島前法律相談センター（西ノ島町）

- ・開催日時 毎月第3火曜日 14時～16時30分
- ・開催場所 西ノ島町黒木公民館 図書室

※ご予約は、島根県弁護士会（電話：0852-21-3450）へご連絡ください。



隠岐ひまわり基金法律事務所（弁護士 橋爪 愛来）

- ・業務時間 平日 9時30分～18時
- ・電 話 08512-3-1877

※電話相談無料（初回10分程度に限り）

2回目まで
相談料無料です！

